

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政策1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～

施策111 防災・減災対策の推進

基本事業11105 災害医療体制の整備

(主担当:総務企画課)

主な取組内容

1. 災害拠点病院・薬局等との連携を図ります。

1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療、被災地からの重症患者の受入れ及び広域搬送への対応、医療救護班の派遣、地域の医療機関への応急用資材の貸し出しを担う病院として、三重県知事が指定している病院です。

管内災害拠点病院	住所	電話番号	指定日
三重県厚生農業協同組合連合会 いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	0594 (72) 2000	平成19年12月26日



http://www.miekosei.or.jp/4_ish/ いなべ総合病院ホームページより

2 災害支援病院

災害支援病院は、災害時に災害拠点病院を支援し補完する機能を担うものです。主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動を行う病院で、三重県知事が指定しています。

管内災害拠点病院	住所	電話番号	指定日
桑名東医療センター	桑名市寿町三丁目11番地	0594 (22) 7111	平成25年12月17日
青木記念病院	桑名市中央町五丁目7番地	0594 (23) 2415	平成25年12月17日

3 地域災害拠点薬局

地域災害拠点薬局を指定することにより、大規模災害発生時に必要な医薬品等の確保及び供給を図ります。

(1) 桑名地域災害拠点薬局

名称	住所	電話番号	指定日
モリワキ薬局	員弁郡東員町城山3-21-10	0594 (76) 7898	平成18年4月1日

(2) 四日市地域災害拠点薬局

名称	住所	電話番号	指定日
医薬分業推進支援センター	四日市市本町9-8	059 (354) 8440	平成18年4月1日